

用語解説

アルファベット／数字

BOD

生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要とする酸素量で、値が大きくなるほど汚濁が多いことを示します。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCODも、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

BOD 75%水質値

n 個の日間平均値を数値の小さいものから並べたとき $0.75 \times n$ 番目に入る数値で、BODの環境基準の達成状況は 75% 水質値で見ます。

COD

化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand) の略で、水中の有機物と無機物を酸化剤によって酸化するために必要とする酸素量で示したものです。

海域と湖沼における生活環境の保全に関する環境基準として用いられるとともに、排水基準にも用いられています。

LAS-E

環境自治体スタンダード (Local Authority's Standard in Environment) の略です。自治体向けの環境マネジメントシステムの規格で、目標の設定や監査に市民が参加することが特徴となっています。

NGO/NPO

非政府組織 (NonGovernmental Organization) / 非営利組織 (NonProfit Organization) の略です。NGOは、政府間の協定によらずに創立された、民間の国際協力機構のことです。NPOは、政府や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

SDGs

持続可能な開発目標を意味しています。持続可能な開発目標は、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。

ア 行

アドプト制度

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度です。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを実行する、公共施設アドプト制度を制定しています。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設を「雨水浸透施設」と呼び、雨水浸透ますや浸透トレーニング（掘削した溝に碎石を充填し、この中に有孔管を設置したもの）が代表的な施設です。

エコアクション21（EA21）

環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつで、ISO14001の規格を基本とし、中小事業者でも取り入れやすいようシステムの構築が容易なものとなっています。

エコショッピング

簡易包装の実施、マイバッグ持参運動の推進、エコ商品の販売など、『ごみになる物は買わない、家庭に持ち込まない』行動を率先して手助けしてくれる環境にやさしいお店として市が認定した店舗です。

エコひろば

「八王子市環境学習室」の愛称。市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、環境保全活動団体などが、地域に根ざした活動を展開するための活動拠点として、平成17年1月にあったかホール内に開設しました。環境に関する講座の開催や環境教育支援事業を行っています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、フロンガスなどがあります。

力 行

外来種 がいらいしゅ

人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のことをいい、自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から特定外来生物が指定されます。

環境基準 かんきょうしきじゅん

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音の4つについて基準が定められています。

環境市民会議 かんきょうしみんかいぎ

市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織で、平成14年7月に設立されました。

環境推進会議 かんきょうすいしんかいぎ

環境市民会議の代表者、公募市民、市の職員により構成され、市の施策と市民・事業者の活動について協議・調整し、環境保全活動を総合的に推進するため、八王子市環境基本条例に基づいて設置された組織です。

環境マネジメントシステム かんきょうマネジメントシステム

企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針などを見直すという一連の管理のしくみのことをいいます。主なシステムとしては、ISO14001やエコアクション21などがあります。

揮発性有機化合物（VOC） きはつせいいゆうきかごうぶつ

Volatile Organic Compounds の略で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称のことです。

具体例としてはトルエンやベンゼンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから幅広く使用されています。しかし、環境へ放出されると光化学スモッグなどの健康被害を引き起こす原因となります。また、ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群や化学物質過敏症が社会に広く認知され、問題となっています。

丘陵地 きゅうりょうち

なだらかな起伏、小山あるいは丘の続く地形のことです。山地より標高が低く、起伏が小さくなっています。本市では、多摩丘陵をはじめ、八王子丘陵、加住丘陵などがあります。

空閑地 くうかんち

利用されずに放置されている土地、空き地のことです。

サ 行

里山 さとやま

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。

斜面緑地 しゃめんりょくち

市街地内の丘陵地にある斜面の緑地で、良好な自然が保持されているものをいいます。市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例に基づき、斜面緑地保全区域として指定した場合は、維持管理に要する経費の一部を支援しています。

水質汚濁防止法 すいしつおだくぼうしほう

国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的に、工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制し、さらに生活排水対策の実施を推進することで水質汚濁防止を図るため、1970年に制定されました。

生産緑地地区 せいさんりょくちく

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の形成に資する農地等を計画的に保全する地区です。

生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇を受けることができるため、農業の継続がしやすくなる一方、農地保全の観点から30年間の営農管理が義務付けられ、建築物などの建築行為は制限されます。

瀕切れ せぎ

河川で流れが途切れたり、水量が極端に少なく河床が露出したりすることをいいます。

タ 行

たいけん きかいば 体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」に基づき、自然体験活動などをを行う場を都道府県知事等（政令指定都市・中核市の場合にはその市長）が「体験の機会の場」として認定する制度です。

るい ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフラン及びコプラナーPCBの総称です。有機塩素化合物の一一種で、塩素原子の数と位置により多数の異性体があります。このうち、2.3.7.8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの毒性がもっとも強く、生殖機能への影響、発がん性や奇形を引き起こすことがあるなどが指摘されています。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱に入れたもみ殻くん炭（もみ殻をいぶして炭にしたもの）やココピート、竹チップなどの基材に生ごみを入れてかき混ぜ、微生物の力で分解したい肥に変えるものです。

ちかすい よう 地下水かん養

雨水などを地下へ浸み込ませ地下水の量を豊かにすることです。森林の保全や雨水を浸透させる工夫（透水性舗装、透水管、浸透ますなど）を行うことにより地下水を豊かにすることができます。

ちきゅうおんданか 地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。

ちっそさんかぶつ 窒素酸化物（NOx）

物が高い温度で燃えたときに、空気中の窒素（N₂）と酸素（O₂）が結びついて発生する、一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などのことをいいます。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様です。都市部の自動車から排出される窒素酸化物（NOx）による大気汚染が問題となり、現在も排出ガス規制などにより排出量を減らす努力が続けられています。

ていこうがいしゃ 低公害車

従来の自動車に比べ大気汚染物質の排出量等が低いなど、環境への負荷が少ない自動車の総称です。主に、ガソリンや軽油に代わる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車等があります。

とくべつりょくちほせんちく 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地の無秩序な市街地化防止のほか、伝統的又は文化的意義を有する緑地や、動植物の生息地又は生育地などとして適正に保全することを目的に、都市計画に定めることができます。

ナ 行

のや 野焼き

廃棄物等を野外で焼却することをいいます。
本来は、牛馬や採草地を維持するために、毎年春の彼岸前後に野草地に火を入れて焼く作業をいいます。

ハ 行

えん ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いますが、大気汚染防止法では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義し、ばい煙は、同法による規制対象物質で、対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられ、それらを排出する施設が指定され、規制されています。また、「有害物質」については、燃焼のみに限らず、広く有害物質を発生する工程を含む施設が規制されています。

しおう こく はちおうじ省工ネ国

家庭を一つの国として省エネルギーに取り組み、地球にやさしい生活をしていくものです。同時に電気代などの節約にもつながるので、地球にも家計にもやさしい取組です。

でまえこうざ はちおうじ出前講座

市民の生涯学習活動を支援することを目的に、学習会等に市や企業等の職員が講師として出向き、担当する事業などについて講義や説明をすることをいいます。

マ 行

みどりのカーテン

ゴーヤやヘチマなどつる性の植物で建物の窓や壁を覆うことで、夏季の強い日差しを和らげるなど、冷房費の削減等の効果があります。

ほぜんききん みどりの保全基金

八王子市みどりの基金条例に基づき、市内に残された貴重なみどりを保全するとともに、緑化の推進を図るために必要な資金を積み立てています。基金の趣旨に賛同いただいた皆様からの寄附などを積立て、本市のみどりを次世代に継承する事業に役立てています。

もくしつ 木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。主に、樹木の伐採時に発生した枝や葉などの林地残材、あるいは、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、また、住宅の解体材や公園や街路の樹木の剪定枝などがあります。

ヤ 行

やと 谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

ゆうすい 湧水

地下水が崖や谷戸などから自然状態で地表に流れでたものをいいます。

ゆうがいたいきおせんぶっしつ 有害大気汚染物質

大気汚染防止法により、低濃度長期暴露で発がん性などが懸念される有害な大気汚染物質について健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準等の規定が追加されています。

大気中の濃度の低減を急ぐべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類が取り上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められています。

ラ 行

りょくひりつ 緑被率

みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれます。

皆さんからのご意見・ご感想をお寄せください。

八王子市環境白書2024をご覧いただき、お気づきの点やご意見・ご感想などがあれば、下記までご連絡ください。
これからの環境白書作成の参考にさせていただきます。

(宛先)

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

環境部環境政策課

T E L : 042-620-7384

F A X : 042-626-4416

E-mail : b110400@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市環境白書2024

令和6年（2024年）10月 発行

編集発行 八王子市環境部

表紙の写真について

上 八王子環境フェスティバル

下 環境教育支援事業

本冊子は再生紙を使用しています。